

中央区緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要綱

31中環水第332号
令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第69条の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人（以下「みどり法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定要件)

第2条 みどり法人の指定は、中央区（以下「区」という。）の区域内において、区との連携の下に、法第70条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）を行うことができる者に対して行うものとする。

(指定の申請)

第3条 法第69条第1項の規定によるみどり法人の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人指定申請書に、次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体にあつては、告示記載事項証明書）
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 過去3年分の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 指定の申請をする日の属する年度分の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) みどり法人に指定される前の緑化活動の実績が分かる書面
- (8) 活動予定地域を示す図面
- (9) 指定の申請をする日の属する年度の翌年度から5年分の業務に関する事業計画書及び資金計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(指定)

第4条 区長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、第2条に規定する指定要件を満たしているときは、法第69条第1項の規定により、申請者をみどり法人として指定するものとする。

2 区長は、前項の規定により申請者をみどり法人として指定した場合は、別記第2号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人指定通知書により当該申請者に通知するとともに、法第69条第2項の規定により告示するものとする。

3 区長は、申請者をみどり法人として指定しない場合は、別記第3号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人不指定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 みどり法人の指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）は、法第69条第3

項の規定による変更の届出を行う場合は、別記第4号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人指定事項変更届出書により行うものとし、区長は当該届出があったときは、法第69条第4項の規定により公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 指定団体は、事業年度終了後、速やかに次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) 当該指定団体の前年度の事業報告書、収支決算書及び業務の内訳書又はこれらに相当する書類
- (2) 当該指定団体の当該年度の事業計画書、収支予算書及び業務の内訳書

2 区長は、緑地の保全及び緑化の推進上必要があるときは、指定団体に対して前項各号に掲げるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(指導等及び改善命令)

第7条 区長は、法第74条の規定により、指定団体に対し、業務の実施に関する必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2 区長は、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定団体に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

3 区長は、業務を適正かつ確実に実施していないと認める指定団体に対し、法第72条の規定により、別記第5号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人業務等改善命令書により、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令を受けた指定団体は、遅滞なく必要な措置をとり、その内容を別記第6号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人業務改善報告書に必要な書類を添えて、区長に報告するものとする。

(指定の取消し)

第8条 区長は、指定団体が前条第3項の規定による命令に違反したときは、法第73条第1項の規定によりみどり法人の指定を取り消すことができる。この場合において、別記第7号様式による中央区緑地保全・緑化推進法人指定取消書により当該指定団体にその旨を通知するとともに、同条第2項の規定により公示するものとする。

2 区長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、みどり法人の指定等に関し必要な事項は、環境土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。